

外国人家事支援人材の活用について

参考2

国家戦略特区

国家戦略特別区域会議

区域会議の下に設置

第三者管理協議会

関係自治体

連携

内閣府地方創生推進室、地方入国管理局、
都道府県労働局、地方経済産業局

苦情
相談

- ・定期報告
- ・重大問題発生時
には速やかに報告

- ・特定機関の基準
適合性の確認
- ・年1回の監査

◆ 特定機関(受入企業)の要件【政令】

指針に即した措置の実施／経済的基礎／
我が国の事業実績3年以上／欠格要件の
非該当(法令違反、暴力団など)

特定機関(受入企業)

利用世帯

家事支援活動の
提供に係る請負契約

○ 帰国担保措置

外国人家事支援人材がやむを得ない理由により
帰国旅費を支弁できないときは、当該旅費を負担

○ 雇用の継続が不可能となった場合の措置

本人に責がなく、継続して本事業による在留を希望
するときは、新たな特定機関を確保するよう努める

苦情
相談

雇用契約

- ・日本人と同等額以上の報酬額
- ・保証金の徴収等の禁止
- ・必要な研修を実施 等

◆ 家事支援活動の業務範囲【政令】

- ・炊事、洗濯、掃除、買物等の家事一般
- ・上記と併せて実施される児童の日常
生活上の世話及び必要な保護

◆ 家事支援を行う外国人の要件【政令】

満18歳以上／実務経験1年以上／家事支援
活動の知識・技能(送り出し国における一定
の研修の終了)／必要最低限の日本語能力

外国人家事支援人材